

構造、設備建築士の認定制度創設

国土交通省では建築士法などの改正案をまとめ、10月24日の閣議決定を経て今臨時国会へ提出する予定です。これまでの答申案での新たに設けられる構造、設備の資格名称は仮称で「特定構造建築士」「特定設備建築士」とされていましたが、改正案では一級建築士の中から「構造」または「設備」のそれぞれの実務経験と講習受講を条件として「構造設計一級建築士」「設備設計一級建築士」という名称の専門建築士を創設する予定とされています。一定規模以上の建築物については、両一級建築士による法適合性のチェックを義務づけ、チェックされていない場合には建築確認申請の受理を禁止するとしています。「設備設計一級建築士」がチェックする建築物の規模は、「3階建て以上で床面積が5000㎡超」とされ、従来の建築設備士資格だけで業務を担当できる範囲は3階建て、5000㎡未満の建築物の設備設計業務か、建築士法による建築設備コンサルタントおよび設備設計補助業務に限られることとなります。なお、創設する一級建築士は「一級建築士として5年以上設備設計業務に従事し、国土交通省の登録講習を修了すること」が認定の条件とされています。また、建築士の資質、能力の向上については3～5年ごとに定期講習を義務付けています。この他、建築士試験の受験資格の見直し、講習の実施に当たっては講習機関の登録制度の創設などが織り込まれています。

一方、設計・工事監理の契約では、管理建築士が契約締結前に工事監理の方法や報酬額、担当建築士の氏名などの重要事項を建築主に説明し、書面で交付することを義務付けることも明らかにされました。

委員会の報告

8月23日発行の「協会だより第9号」以降の各委員会では、次のような活動・審議・報告を行いました。

<総務委員会>

1. 建築資格制度改正についての情報交換と当協会の対応について

<業務改善委員会>

1. 教育部会の講習について

<環境・技術委員会>

1. 実地学習視察会「ガスと電力のコラボ」について
2. データベース委員会の会員企業の業務情報アンケートについて

<公益・事業委員会>

1. ONA技術セミナーについて
2. 新技術セミナー「最近の照明技術の動向」「病院設備の最新情報」について

3. ボウリング大会について

<広報・情報委員会>

1. MET 4号の編集について
2. 協会だより10号の発行について
3. ホームページの情報選択と更新作業

<建築電気設備雷保護委員会>

1. MET雷保護技術講演会「ドイツ及び日本雷保護技術の現状」開催

<賛助会>

1. 各委員会への賛助会員の参画について
2. 賛助会員の交流活動について
3. 会費の値上げについて

●建築士制度見直しに伴い一級建築士の道筋検討●

日刊建設通信新聞(9月15日)によれば、国土交通省は建築士制度の見直しで国家資格である建築設備士が一級建築士の資格を取得するための道筋について、①受験資格の実務経験期間の短縮、②建築設備士を二級建築士と同等とみなす、③建築設備士が直接受験の3つの中から選択することを検討していることが明らかにされました。現行制度では大学の建築系以外の設備関係学科を卒業した者は、原則7年の実務経験後、二級建築士を受験することができ、一級建築士は二級を取得後さらに4年の実務経験を経て受験資格が得られ、合計11年の実務経験が必要となっています。見直しでは実務経験の短縮などの緩和策を導入することで、われわれ建築設備士にとっては、これまでの国家資格を有効に認めて貰える仕組みを残しながら、特定設備建築士(設備設計一級建築士)への道筋がそれなりに開かれることを願って止みません。事態改善のため、(社)東設事協、(社)日設事協をはじめ各地区協会や設備関係団体は、いま国会への陳情活動を展開しています。

●設備6団体 法適合性について第三者機関の証明書発行を●

設備6団体はこれまでも建築士制度の改正に伴い、国土交通省に対して数々の提案をしてきました。しかし、必ずしも建築設備関係者が期待あるいは希望する内容とは異なることで事態は推移し、建築士法などの改正案が提示されることになりました。そこで、6団体は国土交通省に対して9月29日、今後の建築士制度のあり方に関する社会整備審議会の答申について意見書を提出しました。今後の設計業務遂行の流れを円滑にするために、特定設備建築士がいない建築事務所などが別途に法適合証明を受ける場合には、行政により認定された第三者機関(建築設備関連などの職能団体など)に登録された特定設備建築士による法適合証明の発行を可能とする仕組みづくりなどを提案しました。意見書では今後の細則、告示、通知などの策定作業を意識し、①建築設備士の活用、②既建築設備士の特定設備建築士への認定、③特定設備

建築士の認定条件、④新一級建築士の受験資格と試験方法、⑤既CPD制度の活用の5項目について要望しています。

●国土省 低価格に失格判断基準の導入に前向き●

日刊建設通信新聞(10月12日)によれば、「地方自治体で採用事例がある『失格判断基準』の導入に、国土交通省が検討している失格判断基準は、元下問との契約書や施工体系図などで、これらの資料を低価格で応じた企業に提出させ、工事の品質確保と下請などにしわ寄せが及んでいないことを自ら証明してもらう。施工体系図などが提出された場合で、工事の品質が確保できる体制になかったり、下請などへの不当なしわ寄せが明らかだった場合は失格とする。失格判断基準は、都道府県の4割以上が導入し、このうち宮城県は施工体制作前提出方式(オープンブック方式)に失格判断基準を設定し、純工事費や現場管理費が一定基準下回った場合に失格」としています。また、情報によれば、宮城県では公共建築の設計業務においても、下請設計者に業務を委託した場合は、その請負額をインターネット上に公表することを義務づけていると伝え聞いています。建築の請負額に対して、下請として業務委託する設備や構造の委託額を明らかにし、不当に安い業務委託料を防ぐことを求めています。このような方式が一般化すれば、法外に安い委託料で業務請負わされ悩んでいる設備設計業界にも朗報になると思われます。このような動きを広報することで、この試みが全国規模で展開されることを強く希望します。

●佐藤前国土交通事務次官

ダンピング70%より90%が勝つのが品確法●

新聞報道によれば、佐藤前国土交通事務次官は全国建設業関東甲信越ブロック会議の懇親会挨拶でダンピング問題に触れ、「予定価格には10%の一般管理費を計上しており、落札額が90%以下の受注をし続けることは、本社ビルを手放すことにつながるのだということをよく理解すべき

だ。大工の単価は年収340万円として計上している。予定価格の70%で落札することは240万円しか払えないということ。年収240万円で一家4人どうして生活できますか」とわかりやすい数字を挙げ弊害を指摘しました。また、品確法について「90%の落札率は技術者を4人つけてしっかりとした品質のものを提供するとして応札者のほうが、70%だが技術者を2人しかつけない応札者より優れたものとする制度だ。落札率70%より90%が落札できるのが法律の趣旨だ」と述べました。一方、全国建設産業団体連合会の全国府県建産連会会長会議で田村会長は「落札率90%が損益分岐点だ、赤字にならない受注ができるような仕組みが必要」と総合評価落札方式などの入札契約制度の改善を求めたことも報道されています。

●正会員事務所の実態調査●

当協会では、建築士法等の関係法令の改正がいろいろと議論されていることに鑑み、建築設備士資格の今後への対応を把握するために明野会長からの通達をもって、正会員事務所の資格保有実態調査について緊急アンケートを行いました。この度、正会員110社のうち、78社(70.9%)からアンケートの回答をいただきました。このうち建築設備士のみ事務所が30社(38%)、建築設備士と一級建築士の両方がいる事務所が35社(45%)、一級建築士のみのは3社(4%)と判明しました。なお、協会所属事務所の建築設備士の総数は376人、一級建築士は113人となっていることも明らかになりました。

●協会催し物のお知らせ●

- ◆オープンネットワークオートメーションビル・セキュリティ技術セミナー
開催日時：平成18年11月24日(金)
会場：ナショナルセンター東京(松下電工(株) 東京本社夕留5F)
定員：70名
- ◆第2回新技術セミナー
「病院設備の設計・施工・管理の最新情報」
開催日時：平成18年11月30日(木)
定員：80名
- ◆第2回実地学習視察会「ガスと電力のコラボ」
エネルギーの共同貯蔵基地見学
開催日時：平成18年11月29日(水)
見学施設：東京ガス株式会社 袖ヶ浦工場
東京電力株式会社 袖ヶ浦火力発電所
定員：40名
- ◆ボウリング大会開催のご案内
開催日時：11月7日(火) プレイ後、懇親会
開催場所：BIG BOX 7F
(東京都新宿区高田馬場1-35-3)
定員：100名
それぞれのイベントについて、詳しくお知りになりたい方は当協会ホームページ<http://www.met.gr.jp>をご覧ください。

●雷保護技術講演会「ドイツにおける雷保護技術の現状」開催●

当協会の雷保護委員会主催の標記講演会が、9月22日、有楽町マリオンでドイツの雷保護エンジニアであるラルフ・ブロッケ工学博士を招き153名の参加を得て開催されました。日本ではJIS A4201:2003「建築物等の雷保護」がJEC 62024:1990に整合した形で発効されていますが、このJECの規格はドイツの国家規格がその母体となったものです。開演にあたり明野会長が「本講演がわが国の雷保護の発展に役立つことを願っている」と挨拶した後、講演に移り受雷システムの基本事項、ビルの基礎を利用した設置設備のあり方についてドイツの実例を挙げ説明がされました。また、講演会の後半では、国土交通省営繕部設備・環境課の村上幸司課長補佐が「日本の建築設備設計の現状と展望」のテーマで雷保護に関する法令や今後の展望が説明されました。

●第1回新技術セミナー

「最近の照明技術の動向について」実施報告●

9月14日標記のセミナーが松下電工(株)東京本社会議室にて開催されました。正会員、賛助会員他38名の方が来場しました。

●建築士法改正問題説明会 実施報告●

10月10日標記の説明会を東京電力(株)東京電力館8Fで開催しました。正会員、賛助会員他46名の方が参加しました。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
協力会員	田口建築設備設計室	空調・衛生